

# 監査報告書

平成 21 年 6 月 19 日

公立大学法人岩手県立大学  
理事長 相澤 徹 様

公立大学法人岩手県立大学  
監事 熊谷隆司



監事 金子英輝



私ども監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法の概要

私ども監事は、事務局長等から業務運営の報告と業務処理の状況を聴取し、書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。また、会計監査人から、監査の方法の概要について、報告並びに説明を受け、貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書・利益の処分に関する書類(案)・行政サービス実施コスト計算書・注記事項・附属明細書・事業報告書及び決算報告書の正確性について、検討を加えました。理事長及び副理事長と当法人との利益相反取引については、その有無を調査いたしました。

なお、私どもは平成 21 年 4 月 1 日に監事に就任しましたが、前監事は当該事業年度中に開催された理事会への出席及び平成 20 年 11 月に期中監査を実施しており、特に問題があった旨の引き継ぎは受けていないことを申し添えます。

## 2 監査の結果

- (1) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表は、財政状態・運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (7) 理事長・副理事長・理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められない。なお、理事長・副理事長と法人間の利益相反取引は認められない。

以上